

特定保護区域	根拠法令等
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項
森林保全区域 観光拠点区域	市の基本構想における森林保全地域及びふれあいゾーンを含む区域（別図のとおり）

保護区域	根拠法令等
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項
農業振興地域内の農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項
河川区域 河川保全区域	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項及び第54条第1項
保安林	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項
国立公園（特別地域及び普通地域）	自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項及び第33条第1項
重要文化財（建造物その他の土地の定着物と一体のものとして重要文化財に指定された土地を含む。） 周知の埋蔵文化財包蔵地 国指定史跡名勝天然記念物の指定地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第93条第1項及び第109条第1項
県指定有形文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。） 県指定史跡名勝天然記念物の指定地	埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項及び第31条第1項
市指定文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。）	日高市文化財保護条例（昭和52年条例第15号）第4条第1項
不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

備考 この表中の「農業振興地域内の農用地区域」は、太陽光発電設備設置事業（営農型）には適用しない。